

仕 様 書

- 1 業務名 第三中継ポンプ場沈砂池清掃業務
- 2 実施場所 下関市上新地町五丁目1番13号
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務概要 沈砂池に堆積する沈砂・汚泥・スカム等の除去及び清掃一式
 - ・年間清掃予定20池（沈砂池2池/回×10回/年＝20池/年）
※原則として9月及び2月を除く毎月1回実施すること。
 - ・1池当たりの廃棄物（汚泥等）数量は約3m³とする。
 - ・各回の実施日は発注者と打合せにて決定する。
 - ・除去した堆積物等は、速やかに筋ヶ浜終末処理場内の指定場所へ運搬し、投入すること。
ただし、設備の故障等の理由により筋ヶ浜終末処理場での受け入れが困難な場合は、山陰終末処理場へ運搬するものとする。
 - ・作業の際は、必ず交通誘導員を3名以上配置すること。
 - ・沈砂池2池の清掃は同日施工を基本とする。
 - ・実施場所は別図1、対象箇所は別図2・3に示すものとする。
- 5 提出書類
 - (1) 契約締結後、速やかに提出する書類
 - ア 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写し
 - (2) 毎月の業務終了後、遅滞なく提出する書類（原則として9月及び2月を除く。）
 - ア 成果報告書
 - (ア) 写真（清掃前・清掃中・清掃後・指定場所への投入中が確認できるもの）
 - (イ) 業務完了届（以下の項目について記載されたもの）
 - a 業務名
 - b 契約日
 - c 契約期間
 - d 契約額
 - e 完了年月日

なお、委託料については、提出された業務完了届に基づく検査に合格した後、支払うものとする。
 - (ウ) 産業廃棄物管理票
 - (エ) 道路使用許可書及び保安図の写し

(オ) その他発注者が指示するもの

6 産業廃棄物に関する情報

(1) 産業廃棄物の発生工程

公共下水道管渠及びマンホール等への流入堆積により発生した沈砂

(2) 産業廃棄物の性状及び荷姿

- ア 性状 : 液体・固形物
- イ 添加薬品等 : なし
- ウ 臭気 : 腐敗臭気
- エ 荷姿 : 汚泥吸引車

(3) 腐敗、腐食、揮発等性状の変化に関する事項

密閉した場所に長期間保管するとメタンガスや硫化水素ガスの発生するおそれがある。

(4) 混合等により生ずる支障

他の廃棄物の性状（成分・組成・臭気等）によっては、混合等により支障を生じるおそれがある。混合等行う場合は十分注意すること。

(5) その他取扱いの注意事項

換気を良好にして作業すること。

7 注意事項

(1) 1池当たりの単価契約とする。

(2) 業務の実施に際しては、あらかじめ発注者と事前に十分な打合せを行うこと。

(3) 作業前に必ず酸素及び硫化水素濃度の測定を行うこと。

(4) 業務に必要な機材は、受注者の負担とする。

(5) 処理場及びポンプ場の運転に支障を与えないこと。

(6) 業務の実施に際しては、関係法令を遵守し安全対策を万全に期すること。

(7) 未処理汚水に接触する可能性がある場合には、現場の状況に応じた適切な保護具等を選定し、安全衛生管理に努めること。